

名古屋市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号、以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、国及び愛知県が定めた方針に則し、名古屋市の建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における木材の利用に関する目標のほか、木材利用の促進に関して必要な事項を定める。

第2 目的

市内の建築物等への木材利用の促進を通じ、市民に健康的で温もりのある快適な空間を提供するとともに、木材需要の拡大による森林の適正な整備及び保全、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

（1）木造・木質化の推進

県産木材をはじめとする木材の利用が名古屋市内全域に広がることを目指し、建築物等において木造・木質化を促進する。

（2）木材利用の普及啓発

木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用の意義やその効果について市民へ普及啓発を行う。

（3）建築物木材利用促進協定制度の活用

ア．建築物木材利用促進協定制度の周知

建築物における木材利用の取組が進展するよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の周知に努める。

イ．建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び本方針に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結する。

ウ．建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等を公表する。

協定の取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る情報提供を行う。

第4 公共建築物等における木材の利用に関する目標

（1）市が整備する公共建築物において、次のいずれかに該当する場合を除き、可能な限り木造化に努める。木造化が困難であるものについては、木質化に努めるものとする。

ア．木材の耐火性等に関する技術の普及状況や木造化に係るコスト面の課題等を踏まえ、木造化の計画が困難と認められるもの

イ．用途、安全性、維持管理等により木造化が困難と認められるもの

（2）市が整備する公共建築物において、市民の目に触れる機会が多い部分を中心

に、次のいずれかに該当する場合を除き、木質化に努める。

ア．建築基準法等の法令において、木質化できないもの

イ．用途、安全性、維持管理等により木質化が困難と認められるもの

(3) 市が整備する公共工作物において次のいずれかに該当する場合を除き、木材の利用に努める。

ア．関連法令等において、木材の利用ができないもの

イ．用途、安全性、維持管理等により木材の利用が困難と認められるもの

(4) 市が使用する備品等について、木材の利用に努める。

第5 その他木材の利用の促進に関し必要な事項

(1) 関係機関等との連携

市以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、関係機関等と連携し木材の利用の促進を幅広く呼びかける。

(2) 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図る。

また、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮するなど、総合的に判断したうえで、木材の利用に努める。

さらに、備品や消耗品の調達においても、購入コストの他に、木材の利用の意義や効果を含めて総合的に判断する。

(附則)

この方針は、平成26年10月8日より施行する。

(附則)

この方針は、令和5年3月31日より施行する。